経常収支	11,525	13,018	4,716
（対前年同月比）	（144.4）	（−34.3）	（−68.9）
投資収支	−14,161	−5,936	−91
直接投資	−4,011	−1,309	−4,182
証券投資	−44,616	−29,174	−23,933
（証券貸借取引を除く）	（−31,089）	（−25,988）	（−4,410）
金融派生商品	−2,678	−1,316	−2,497
その他投資	37,144	25,864	30,522
（証券貸借取引を除く）	（23,300）	（22,664）	（10,990）
その他資本収支	−203	−352	−262
資本収支	−14,364	−6,288	−353
外貨準備増（−）減	−243	−2,324	−2,145
誤差脱漏	3,082	−4,406	−2,218

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

平成21年上半期中国際収支状況（速報）

財務省

（単位：億円、%）

項目	2009年上半期	前期	前年同期
貿易・サービス収支	−4,024	−7,486	26,386
（対前年同期比）	（—）	（—）	（−44.4）
貿易収支	6,532	3,350	36,928
（対前年同期比）	（−82.3）	（−94.8）	（−37.0）
輸出	224,917	372,627	400,722
（対前年同期比）	（−43.9）	（−9.8）	（4.4）
輸入	218,385	369,278	363,794
（対前年同期比）	（−40.0）	（5.9）	（11.8）
サービス収支	−10,555	−10,836	−10,543
所得収支	67,648	73,224	85,190
経常移転収支	−7,409	−6,129	−7,387
経常収支	56,215	59,609	104,189
（対前年同期比）	（−46.0）	（−51.8）	（−16.2）
投資収支	−76,013	−69,784	−108,528
直接投資	−27,540	−74,804	−32,271
証券投資	−164,964	−203,103	−88,786
（証券貸借取引を除く）	（−169,603）	（−159,551）	（−83,666）
金融派生商品	954	19,347	5,215
その他投資	115,537	188,775	7,313
（証券貸借取引を除く）	（119,773）	（143,910）	（1,190）
その他資本収支	−1,697	−3,212	−2,371
資本収支	−77,711	−72,996	−110,900
外貨準備増（−）減	−4,109	−15,690	−16,311
誤差脱漏	25,604	29,076	23,022

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公　告

認　事　項

工場財団

岡山市中区桜橋二丁目１番１号**岡山瓦斯株式会社**の工場財団に岡山市中区桜橋一丁目1322番地岡山瓦斯株式会社岡山工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年８月20日　　岡山地方法務局

福岡県久留米市通町８番地の16**三光株式会社**の工場財団に熊本県荒尾市増永2100番地３三光株式会社荒尾工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年８月20日

熊本地方法務局玉名支局

有権者申出方

元当局所属公証人三島昱夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成21年８月20日　　広島法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成21年８月10日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成21年８月20日

松江地方法務局長　山室　祐一

記

氏名　福留　伸也
所属する司法書士会　島根県司法書士会
登録番号　島根第222号
事務所の所在地　島根県松江市南田町54番地
違反行為　職務外非違行為、会則違反

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示

下記の団体について、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第２条第１項第１号の６に規定する団体の指定を平成21年８月５日に行ったので、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号）第１条の４の規定に基づき、公示する。

平成21年８月20日

厚生労働大臣　舛添　要一

記

団体の名称　特定非営利活動法人個別労使紛争処理センター
住所　東京都中央区日本橋小伝馬町15番17号ＡＳＫ日本橋ビル５階

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告

下記１の国有財産は、農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）に売り払うことが可能となったので、旧所有者等において買受けを希望するときは、本日から起算して３箇月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定による買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成21年８月20日

農林水産大臣　石破　　茂

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び最後に知り得た住所
神奈川県厚木市上依知字鬼ヶ谷2885番３ 田82㎡ 神奈川県厚木市上依知字鬼ヶ谷2888番２ 田56㎡ 神奈川県厚木市上依知字鬼ヶ谷2889番２ 田59㎡ 神奈川県厚木市上依知字鬼ヶ谷2890番２ 田89㎡ 神奈川県厚木市上依知字鬼ヶ谷2973番２ 田13㎡	宗教法人依知神社 代表役員　水島　成廣 神奈川県厚木市上依知字溝野１番地